

## 参考資料2

### 記入上の注意

調査表の記載事項に、事実との相違が判明した場合には、認定時に遡って被扶養者の資格を取り消すことがあります。

#### ①『職業・学校・学年』欄

職業について：無職・パート・農業・自営業(食堂、美容院、理髪店、商店)など具体的にご記入ください。

学生の場合：学校名、学年、卒業予定年月日をご記入ください。

#### ②『年間収入』欄

年金を含めた年間の収入額をご記入ください。年間収入額は今後1年間の収入予定総額(経費を引く前の金額)を記入し、パート等勤務による収入の場合は、直近の1ヵ月の支給総額もその下に( )してご記入ください。

**※パート等の給与に交通費が支払われている場合、交通費は収入に含まれます。「年130万円(180万円)未満」とはパート収入+交通費となります。課税・所得証明書の収入金額に非課税交通費は含まれていませんのでご注意ください。**

#### ③『被扶養者でなくなった日』欄

被扶養者を削除する場合は日付を記入し、備考欄に理由をご記入ください。(※別途、被扶養者異動届の提出要)

#### ④被扶養者の『住所』欄

住民票上の住所と確認してください。

※異なる場合は下段訂正欄に記入してください。

#### ⑤『備考』欄 ⇒ 現在の状況等をご記入ください。(下記参考)

##### (1) 父母(義父母)のどちらか一方を被扶養者としている場合

・父母(義父母)に配偶者がいて、その配偶者に収入がある場合

その収入源、及び今後1年間の収入予定総額を記入し、令和6年度(令和5年分)課税・所得証明書や直近の年金振込通知の写を添付してください。

・父母(義父母)に配偶者がいない場合→「配偶者なし:理由 死別、離婚」等ご記入ください。

また、被保険者以外に扶養すべき人がいる場合は、その方の続柄と氏名をご記入のうえ、

令和6年度(令和5年分)課税・所得証明書と直近の給与明細等を添付してください。

(扶養すべき人とは、ご自身の親の場合は、あなたの兄弟姉妹等。妻の親の場合は、妻を含め妻の兄弟姉妹等。)

##### (2) 令和5年度は勤務していたため所得があったが、当届の提出日以前に退職し、現在収入が無い場合、「〇月〇日退職、現在は無職」等ご記入ください。

### 添付書類

よく読んで、添付漏れがないようお願いします。

#### 注意点:18歳以上の被扶養者(全員の方)

所得の有無にかかわらず、市区町村の課税・所得証明書の提出を不要といたしました。

ただし、マイナンバーによる情報連携にて所得証明書情報の取得ができなかった場合には、個別に所得証明書の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。

1. パート等勤務による収入の場合 ⇒直近3ヶ月分の給与明細書等の写。

2. 年金・恩給等 ⇒直近の振込通知等の写【受給しているすべての年金(遺族年金・障害年金含む)】

3. 事業収入の場合 ⇒所得税の確定申告書の写(税務署の受付印のあるもの、収支内訳書等も)等、収入金額の確認できる書類一式。

4. 家賃、地代、各種教授料、その他の収入がある場合 ⇒所得税の確定申告書の写(税務署の受付印のあるもの、収支内訳書等も)等、収入金額の確認できる書類一式。

5. 別居の場合(※学生は除く) ⇒ 送金した振込書の写、預金通帳の写、通帳履歴等。

**※仕送り方法は送金又は現金書留によること。手渡し不可。**

6. 配偶者と子供以外の者が被扶養者として認定されている場合 ⇒ 世帯全員の住民票(認定対象者世帯全員記載分)と生計維持関係調査票。※住民票は、「マイナンバーの記載なし」で発行を依頼してください。

**※生計維持関係調査票へは電気・ガス・水道・固定電話料金の領収書(写)の4点、(令和5年度中の1ヶ月分)を添付してください。(支払者名記載のもの。)**

7. 障害認定を受けている方 ⇒ 「身体障害者手帳(写)」をご提出ください。

8. 現在雇用保険の失業給付を受給(予定、終了)の方 ⇒ 「雇用保険受給資格者証」を健保組合へ未提出の方は、証の写(表・裏ともに)をご提出ください。

※ その他、補足したい特記事項等がございましたら『備考』欄にご記入ください。

※ ご不明な点等がございましたら、当健康保険組合までお問い合わせください。

TEL :027-289-0175